

(社会教育調査)

審 査 メ モ (審査状況及び論点)

<目次(審議項目)>

○今回申請された変更

(1) 報告義務者等の変更

「博物館調査票」に係る報告義務者及び調査系統の記載に、地方独立行政法人が設立する博物館を明記

3 頁

(2) 調査事項の変更

【調査事項の追加】

① 首長部局における社会教育関係の事務に従事する職員数に係る設問の追加
(社会教育行政調査票)

5 頁

② 社会教育委員及び社会教育関係指導員の人数の内訳として、「社会教育士」の称号を有する者の数を追加 (社会教育行政調査票)

7 頁

③ アクセシブルな図書等に係る設問を追加 (図書館調査票)

9 頁

④ 施設の団体利用の内訳に「障害者団体」の欄を追加
(公民館調査票、青少年教育施設調査票)

10 頁

【調査事項の削除】

⑤ 各施設における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る設問を削除
(社会教育行政調査票を除く調査票)

11 頁

⑥ 各施設における「ボランティア登録数」について男女別把握から総数把握に変更 (社会教育行政調査票及び女性教育施設調査票を除く調査票)

12 頁

⑦ 各施設における「学級・講座」に係る「対象別」欄の削除
(社会教育行政調査票、公民館調査票、生涯学習センター調査票)

14 頁

(注) 調査事項の変更に伴い、集計事項の変更も予定されている。

(3) その他の変更

- | | |
|---|-----|
| ① 報告者を求める個人又は法人その他の団体の数（以下「報告者数」という。）を、前回（令和6年度）調査の実績値に更新 | 15頁 |
| ② オンライン調査システムによる報告の提出系統に係る記載の適正化 | 16頁 |
| ③ 調査票の保存責任者について、調査実施機関における文書管理に係る例規類により定められている保存責任者への変更 | 16頁 |

○今回申請された変更

(1) 報告義務者等の変更

(変更内容)

「博物館調査票」に係る報告義務者及び調査系統の記載に、地方独立行政法人が設立する博物館を明記

(審査状況)

ア 社会教育調査（以下「本調査」という。）の博物館調査票は、「博物館法」（昭和26年法律第285号）の規定に沿って、以下の施設が調査対象とされている。

- (ア) 博物館法第2条に規定する博物館
- (イ) 博物館法第31条第1項の規定に基づき博物館に相当する施設として指定された施設（以下「指定施設」という）
- (ウ) 博物館と同種の事業を行い、博物館法第31条第1項に規定する指定施設と同等以上の規模の施設

イ この博物館法については、令和4年4月に改正（令和5年4月施行）されたが、この改正を受け、前回調査（令和6年調査）の実施に当たり、博物館調査票について、図表1のとおり、変更がなされた。

図表1 前回調査における博物館調査票に係る調査計画の変更内容

前回調査における変更内容	変更理由
「5 施設の別」の選択肢 →「博物館相当施設」の名称を 「指定施設」に変更	博物館の事業に類する事業を行う施設であって、一定の要件を満たす施設について、博物館法では、「博物館に相当する施設」と区分しているが、法改正により「指定施設」という略称を用いることとしたため
「7 設置者」の選択肢 →「株式会社」等を追加	博物館の設置者要件について、従前は、地方公共団体や一般社団法人等、一定の範囲に限定していたが、法改正により、法人の類型に関わらず設置できることとされたため

ウ この法改正の際には、図表2のとおり、公立博物館の設置者に「地方独立行政法人」^(注1)が追加された。しかし、前回調査の計画立案時において、文部科学省は、地方独立行政法人が設置する公立博物館がないものと認識していたため、調査計画の変更は行わなかった。

(注1) 地方独立行政法人とは、地方公共団体が設置し、大学、病院、試験研究機関、文化施設などの公共サービスを効率的・効果的に提供するための独立法人

図表 2 博物館法改正の新旧対照表（地方独立行政法人に係る部分）

改正後（令和 5 年 4 月施行）	改正前
（定義） 第 2 条 1 （略） 2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。 3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。 4 （略）	（定義） 第 2 条 1 （略） 2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。 3 （略）

エ その後、前回調査の実施過程において、地方独立行政法人が設置する公立博物館が存在することが判明した。

このため、今回の調査計画の変更を機に、報告義務者及び調査系統に係る記載において、地方独立行政法人が設置する博物館が調査対象になることを明記する計画である。

オ これについては、法改正に伴う調査計画の反映もれを手当し、実態と計画を整合させるものであることから、おおむね適当と考えるが、これまでの経緯及び現状について、確認が必要である。

（論点）

（a）地方独立行政法人が設置する博物館は、現在、どれだけあるのか。

（b）地方独立行政法人が設置する博物館が存在することが判明した経緯は何か。前回調査時に判明した場合、該当する施設については、どのように取り扱ったのか。

（c）今回の計画変更で、調査対象となる博物館は網羅されていると考えてよいか。

(2) 調査事項の変更

(変更内容)

① 首長部局における社会教育関係の事務に従事する職員数に係る設問の追加

(社会教育行政調査票)

(審査状況)

ア 社会教育行政調査票では、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会^(注2)を対象に、主として各教育委員会における社会教育関係の職員数及び社会教育関連事業の実施状況等を把握するとともに、都道府県知事部局及び市町村長部局（以下「首長部局」という。）における事業の実施状況についても把握している。

(注2) 特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。

イ 一方、令和元年に第9次地方分権一括法^(注3)が成立し、同年から、公立の社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）については、地方公共団体の判断により、教育委員会に代えて首長部局が所管することが可能となった。

(注3) 正式名称は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号）

ウ これを受け、本件申請では、首長部局に所属する社会教育関係職員数を新たに把握するため、図表3のとおり、調査事項の新設を計画している（別添①参照）。

図表3 調査票に追加される設問

首長部局の社会教育関係職員数（人）

区 分			課 長	うち社会 教育主事 の資格を 有する者	その他の職員 (事務職員等)	うち社会教育 主事の資格を 有する職員
図書館、博物館、 公民館その他の社会 教育に関する 教育機関担 当	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男				
		女				
スポーツ担当	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男				
		女				

エ これについては、法改正の趣旨を踏まえ、社会教育行政に従事する者を網羅的に把握しようとするものであり、おおむね適当と考えるが、設問内容が比較的詳細であることから、報告者の回答可能性等について、確認が必要である。

(論点)

- (a) 第9次地方分権一括法が令和元年に成立してから7年が経過しているが、教育委員会が所管していた公立の社会教育施設を首長部局へ移管した地方公共団体があるのか。具体的な事例（地方公共団体の名称や移管した施設等）に沿ってご説明いただきたい。
- (b) 本調査は、教育委員会が報告者となっているが、回答に必要な情報を教育委員会は把握しているのか。首長部局に直接回答を求める必要はないか。
- (c) 社会教育関係職員数については、教育委員会事務局職員についても調査事項を設定している。教育委員会事務局の調査事項は「区分」欄を「社会教育担当」、「社会体育担当」、「社会教育・社会体育担当」と設定しており、図表3の首長部局の「区分」欄とは異なっている。両方で調査事項の構成を変えている理由は何か。今回追加する項目は調査目的に照らして十分なものとなっているか。

(変更内容)

- ② 社会教育委員及び社会教育関係指導員の人数の内訳として、「社会教育士」の称号を有する者の数を追加
(社会教育行政調査票)

(審査状況)

ア 社会教育行政調査票では、これまで、社会教育委員^(注4)及び社会教育関係指導員^(注5)の数について、男女別、区分別に把握してきた。

(注4) 社会教育法第15条第1項及び第18条の規定に基づいて、教育委員会の委嘱により置かれる。社会教育委員は、教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画の立案、会議の開催及びこれらの職務に必要な研究調査等を行う。

(注5) 教育委員会事務局の専門職員である社会教育主事を補佐し、専門的な見地から指導助言を行いつつ、地域社会における生涯学習や社会教育活動を支援する専門職として任用される。退職した教職員など指導技術や識見を持つことが求められている。

イ 本件申請では、令和2年度に新たに創設された「社会教育士」について、その養成が進んできたことを踏まえ、社会教育委員及び社会教育関係指導員として活動している者のうち、社会教育士の称号を有する者の数を把握するため、図表4のとおり、回答欄を追加する計画である。

これについて、文部科学省は、社会教育士制度は社会教育行政以外の多様な分野での活躍を期待して創設された制度であり、近年、称号取得者数が増加していることを踏まえ、社会教育行政の場における社会教育士の活動状況を把握する必要性が生じたとしている(別添②参照)。

図表4 調査票の変更案(例：社会教育委員部分)

5 社会教育委員

(1) 社会教育委員数(人)

区 分	男				女			
				うち社会教育士の称号を有する者				うち社会教育士の称号を有する者
① 学校教育関係者								
② 社会教育関係者								
③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者								
④ 学識経験者								
⑤ その他条例で定める者								
①～⑤のうち、青少年に関する事項について指導助言する者								

ウ これについては、社会教育委員等の内数として社会教育士の称号を有する者を把握することにより、教育委員会事務局内で活躍が想定される職域における称号保有者の実態を把握しようとするものであり、おおむね適当と考えるが、必要性及び報告義務者である教育委員会における回答可能性について、確認が必要である。

(論点)

- (a) 「社会教育士」について、①概要・役割、②社会教育主事との違い、③取得方法について、改めて説明いただきたい。現在、社会教育士はどれくらいの数がいるのか。
- (b) 「社会教育士」を、「社会教育委員」と「社会教育関係指導員」の数を内訳として把握することを計画しているが、「社会教育関係職員」の数の内訳として調査項目を設けていない理由は何か。
- (c) 社会教育委員等の数の内訳として社会教育士の称号を有する者を把握する必要性は何か。どのような分析又は政策的な利活用を想定しているのか。
- (d) 報告者である教育委員会において、社会教育士の称号を有する者の数を正確に回答することは可能か。回答に際し、大きな報告負担が生じないか。

(変更内容)

③ アクセシブルな図書等に係る設問を追加

(図書館調査票)

(審査状況)

ア 図書館調査票では、図書館の面積や施設・設備等の基本的事項のほか、図書館で実施されている事業の実施状況や利用状況等の運営状況を把握している。

イ 近年、視覚障害者等の読書環境の整備が重要な課題となる中、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第 49 号。以下「読書バリアフリー法」という。)が制定され、障害の有無にかかわらず誰もが読書を通じて知識や文化にアクセスできる社会の実現が求められている。

このことを踏まえ、読書バリアフリー法第 7 条に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(令和 7 年 3 月策定。以下「第二期計画」という。)において、施策の進捗状況を確認する指標の一つとして「公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の冊数」が設定される等、視覚障害者等の読書環境について実態の把握が求められている。

ウ これを受けて、本件申請では、図書館調査票において、アクセシブルな図書等の整備状況及び利用状況を把握するため、書籍として近年利用が拡大しているデージー図書^(注 6)の保有数やデージープレイヤーの保有の有無及び録音図書等の貸出数に関する事項を追加することを計画している(別添③参照)。

(注 6) デージー(DAISY)とは Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格(ANSI/NISO Z39.86-2005)をいう。

エ これについては、行政上のニーズを踏まえたものであり、おおむね適切と考えるが、特に「デージー図書」の実績等を把握する必要性について、確認が必要である。

(論点)

(a) 「デージー図書」や「デージープレイヤー」とは具体的にどのようなものか。報告者において、「デージー図書」や「デージープレイヤー」に該当するかどうかは容易に判断可能か。

(b) これまで把握していた「録音図書」から特掲する形で「デージー図書」を把握する必要性は何か。

(c) 「アクセシブルな書籍」には「デージー図書」以外は特になのか。第二期計画で把握が求められている指標の内容を踏まえると、今回の調査事項の設定は適当か。

（変更内容）

④ 施設の団体利用の内訳に「障害者団体」の欄を追加

（公民館調査票、青少年教育施設調査票）

（審査状況）

ア 公民館調査票及び青少年教育施設調査票においては、施設の利用状況について、団体利用及び個人利用の利用者数等を把握するとともに、団体利用については、利用団体の種別ごとの利用者数等を把握している。

イ 一方、「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」（令和6年6月25日中央教育審議会諮問）を受け、中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会においては、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策について審議された。これらの状況を踏まえ、文部科学省では、社会教育施設を活用した障害者向け学習プログラムの開発等に取り組んでいるところである。

ウ こうしたことを背景に、本申請では、従前から、団体利用の状況を把握している公民館及び青少年教育施設において、新たに障害者団体の利用状況を把握することを計画している（別添④参照）。

エ これについては、障害者等を含めた社会教育の推進に向けた取組状況を把握するものであり、おおむね適当と考えるが、公民館と青少年教育施設のみで把握する理由や、報告者が利用団体をどのような基準で区分し、どのように整理して報告しているのか、確認が必要である。

（論点）

（a）公民館と青少年教育施設においてのみ、障害者団体の利用実績を把握する理由は何か。他の調査対象施設においても同様に把握する必要はないか。

（b）公民館調査票と青少年教育施設調査票においては、これまでも団体利用の実績を「青少年団体」、「女性団体」等に区分して報告を求めているが、報告者は施設利用者の団体の属性をどのように確認しているのか。

特に、今回、新たに把握する障害者団体について、その該当性をどのように判断するよう、報告者に指示することとしているのか。

（c）公民館等における障害者団体の利用実績を把握することで、今後、どのような利活用を想定しているのか。

(変更内容)

⑤ 各施設における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る設問を削除

(社会教育行政調査票を除く各調査票)

(審査状況)

ア 本調査では、「健康増進法」(平成14年法律第103号)の制定等を踏まえ、平成17年度調査から、各施設の調査票における受動喫煙防止対策の実施状況について把握してきた。

イ その後、令和2年4月の健康増進法の改正により、多数の者が利用する施設について原則的に屋内禁煙とするほか、罰則が導入されるなど、受動喫煙防止対策の更なる推進・強化が図られた。これにより、多くの社会教育施設においても受動喫煙対策が定着している状況にある。

ウ このように、本調査において受動喫煙防止対策の実績を継続的に把握する意義が相対的に低下したことから、本件申請で、各施設における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る設問を削除することを計画している(別添⑤参照)。

エ これについては、政策効果が見られたため、本調査において継続して実態を把握する必要が低下したもので、おおむね適当と考えるが、本調査における当該項目の調査結果を確認し、大部分の施設で受動喫煙対策が措置済みとなっているか確認するとともに、本調査から当該調査事項を削除することによる利活用上の支障について、確認が必要である。

(論点)

(a) 本調査における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る直近の調査結果はどうなっているか。大部分の施設で対策は措置済みと考えてよいか。

(b) 受動喫煙対策に係る調査事項について、これまでどのような目的で把握し、どのように利活用してきたのか。今回、調査事項から削除することに利活用面で特段の支障はないか。

(変更内容)

- ⑥ 各施設における「ボランティア登録数」について男女別把握から総数把握に変更
(社会教育行政調査票及び女性教育施設調査票を除く各調査票)

(審査状況)

ア 政府統計では、「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議)において、男女間の格差等の現状及びその要因等を把握するためのジェンダー統計の整備の必要性が指摘されて以降、男女別の統計の整備を進めている。

直近の「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅳ期。令和5年3月28日閣議決定)においても、「引き続き男女別データの把握に努め、…」とされており、ジェンダー統計の充実に向けた取組が継続的に進められているところである。

イ 本調査においても、社会教育関係職員数や社会教育委員数、各施設における職員数等に加えて、平成17年度からボランティア登録数についても、上記アを踏まえて男女別に把握している。

ウ 一方、社会教育施設の各種名簿や申込書において、業務上必要な場合を除き、性別情報は収集しないとの方針を採用している地方公共団体^(注7)もある。

このため、ボランティア登録者の性別情報を把握していない施設も一定数あるものと想定され、報告者の過度の負担になっている可能性が考えられる。

(注7) 男女共同参画会議専門調査会ジェンダー統計の性別欄検討ワーキンググループの第3回会合(令和4年6月24日開催)において、一部の地方公共団体から、令和3年に性別欄の見直しについて検討を依頼した結果、ボランティア等に係る申込用紙などで性別欄の廃止を行った旨、報告があった。

エ こうした状況の下、本件申請においては、女性教育施設を除く各施設については、ボランティア登録数の把握について、男女別把握から総数把握に変更することを計画している(別添⑥参照)。

オ ただし、文部科学省は、女性教育施設については、女性教育活動の拠点として、女性の資質・能力の向上を図ることを主たる目的としていることから、引き続き男女別で把握する必要があるとしている。

また、女性教育施設以外の施設については、ボランティア登録数を男女別で把握しなくとも施策上の支障は生じないことを関係部局に確認したとしている。

カ これらのことを踏まえると、女性教育施設以外の施設において、ボランティア登録者数の男女別の把握について、把握を取りやめることは、行政上のニーズや報告者負担を考慮すると、やむを得ないものとするが、総数把握に変更した場合の影響について、慎重に検討する必要がある。

(論点)

- (a) ボランティアの男女別の登録者数は、どのような傾向となっているか。
- (b) 男女別にボランティア登録数を把握することについて、報告者において、どの程度の集計作業等の負担が生じているか。例えば、ボランティア登録者数について性別の情報を把握していないため回答が困難であるとの意見が出ているのか。
- (c) 女性教育施設についてのみボランティア登録数の男女別把握を継続する理由は何か。また、その結果はどのように利活用することを想定しているか。

(変更内容)

⑦ 各施設における「学級・講座」に係る「対象別」欄の削除

(社会教育行政調査票、公民館調査票、生涯学習センター調査票)

(審査状況)

ア 本調査においては、教育委員会、公民館及び生涯学習センターが実施する社会教育学級・講座について、実施件数及び受講者数を把握しており、このうち、実施件数については内訳として、主催等の件数に加え、対象別（青少年対象、成人一般対象等）についても把握している。

イ 文部科学省は、対象別の実施件数の把握について、従前、青少年、女性、高齢者等、対象を限定した委託事業やモデル事業を実施する際に、その実施状況を把握するための参考資料として活用していたものの、現在はこうした対象を限定した事業を実施しておらず、本調査において継続的に実態を把握する必要性が低下したとしている。このため、本件申請では、社会教育学級・講座の実施件数の内訳として把握していた対象別の把握を取りやめることを計画している（別添⑦参照）。

ウ これについては、利活用ニーズが低下した調査事項を取りやめるものであり、おおむね適当と考えるが、これまでの利活用状況や把握を取りやめることによる影響の有無について、確認が必要である。

(論点)

- 社会教育学級・講座に係る対象者別内訳について、これまでどのような委託事業・モデル事業の検討に活用していたのか。また、現在の施策の方向性との関係で、当該項目を取りやめることにより、行政上のニーズに支障が生じるようなことはないか。

(3) その他の変更

(変更内容)

- ① 報告者数を、前回調査（令和6年度調査）の実績値に更新

(審査状況)

ア 本件申請においては、報告者数について、**図表5**のとおり、前回調査（令和6年度調査）の実績値に更新するため、調査計画を変更する計画である。

図表5 報告者数の変更案

項目	変更案	変更前	変更理由
4 報告を求める個人又は法人その他の団体	(1) 報告者数 <u>81,427</u> (令和6年度社会教育調査実績) (内訳) 都道府県・市町村教育委員会 <u>1,851</u> 、公民館 <u>13,077</u> 、図書館 <u>3,412</u> 、博物館 <u>1,434</u> 、博物館類似施設 <u>4,791</u> 、青少年教育施設 <u>790</u> 、女性教育施設 <u>353</u> 、社会体育施設 <u>26,412</u> 、民間体育施設 <u>26,358</u> 、劇場、音楽堂等 <u>1,868</u> 、生涯学習センター <u>1,081</u>	(1) 報告者数 <u>79,989</u> (令和3年度社会教育調査実績) (内訳) 都道府県・市町村教育委員会 <u>1,794</u> 、公民館 <u>13,799</u> 、図書館 <u>3,398</u> 、博物館 <u>1,420</u> 、博物館類似施設 <u>4,831</u> 、青少年教育施設 <u>844</u> 、女性教育施設 <u>369</u> 、社会体育施設 <u>26,753</u> 、民間体育施設 <u>24,406</u> 、劇場、音楽堂等 <u>1,877</u> 、生涯学習センター <u>498</u>	報告者数を、前回（令和6年度）調査の実績値で更新。

イ これについては、最新の母集団情報に基づき報告者数を更新するものであり、適当である。

(論点)

特になし

(変更内容)

- ② オンライン調査システムによる報告の提出系統に係る記載の適正化
- ③ 調査票の保存責任者について、調査実施機関における文書管理に係る例規類により定められている保存責任者への変更

(審査状況)

ア 本件申請においては、報告を求めるために用いる方法のうち調査方法並びに調査票情報の保存期間及び保存責任者について、図表6のとおり、変更する計画である。

図表6 調査方法並びに調査票情報の保存期間等の変更案

項目	変更案	変更前	変更理由																		
6 報告を求めるために用いる方法	(2) 調査方法 (略) 〔調査方法の概要〕 ア～オ② (略) オ③ オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に提出されたものとみなす。	(2) 調査方法 (略) 〔調査方法の概要〕 ア～オ② (略) オ③ オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。	オンライン調査システムによる報告に係る記載において、実態に合わせ正確な表記とする。																		
11 調査票情報の保存期間及び保存責任者	<table><tr><th>調査票等</th><th>保存期間</th><th>保存責任者</th></tr><tr><td>記入済み調査票</td><td>1年間</td><td>総合教育政策局参事官 (調査企画担当)</td></tr><tr><td>調査票の内容を記録した電磁的記録</td><td>永年</td><td>同上</td></tr></table>	調査票等	保存期間	保存責任者	記入済み調査票	1年間	総合教育政策局参事官 (調査企画担当)	調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	同上	<table><tr><th>調査票等</th><th>保存期間</th><th>保存責任者</th></tr><tr><td>記入済み調査票</td><td>1年間</td><td>文部科学大臣</td></tr><tr><td>調査票の内容を収録した磁気媒体</td><td>永年</td><td>同上</td></tr></table>	調査票等	保存期間	保存責任者	記入済み調査票	1年間	文部科学大臣	調査票の内容を収録した磁気媒体	永年	同上	調査実施機関における文書管理に係る例規類により定められている保存責任者を記載する」という運用を踏まえ、他の基幹統計調査と同様に変更 表記の適正化
調査票等	保存期間	保存責任者																			
記入済み調査票	1年間	総合教育政策局参事官 (調査企画担当)																			
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	同上																			
調査票等	保存期間	保存責任者																			
記入済み調査票	1年間	文部科学大臣																			
調査票の内容を収録した磁気媒体	永年	同上																			

イ このうち、調査方法については、オンライン調査システムによる報告に係る記載について、調査計画上の提出系統をより正確な表記に改めるものであることから、適当である。

また、調査票情報の保存責任者に係る記載については、実際に調査票情報を管理する責任者について文書管理に係る例規類に沿って具体的に変更するものであり、適当である。

(論点)

特になし

① 首長部局における社会教育関係の事務に従事する職員数に係る設問の追加
【社会教育行政調査票】

現行

変更案

(なし)



3 首長部局の社会教育関係職員数(人)

区 分			課 長		うち社会教育主事の資格を有する者		その他の職員(事務職員等)				うち社会教育主事の資格を有する職員			
図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関担当	専 任	男												
		女												
	兼 任	男												
		女												
	非常勤	男												
		女												
スポーツ担当	専 任	男												
		女												
	兼 任	男												
		女												
	非常勤	男												
		女												

① 首長部局における社会教育関係の事務に従事する職員数に係る設問の追加

参考 社会教育関係職員数の把握区分の対比

【教育委員会事務局】

4 教育委員会事務局の社会教育関係職員数(人)

区 分			課 長		うち社会教育主事の資格を有する者		社会教育主 事	社会教育主 事 補	派遣社会教育主事	その他の職員(事務職員等)	うち社会教育主事の資格を有する職員	
					うち発令者							
社会教育担当	専 任	男										
		女										
	兼 任	男										
		女										
	非常勤	男										
		女										
社会体育担当	専 任	男							(スポーツ)			
		女							(スポーツ)			
	兼 任	男										
		女										
	非常勤	男										
		女										
社会教育・社会体育担当	専 任	男										
		女										
	兼 任	男										
		女										
	非常勤	男										
		女										

※「社会教育主事」欄には、「課長」欄の内数として記載する社会教育主事数を含まない。

【首長部局】

3 首長部局の社会教育関係職員数(人)

区 分			課 長	うち社会教育主事の資格を有する者		その他の職員(事務職員等)		うち社会教育主事の資格を有する職員	
図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関担当	専 任	男							
		女							
	兼 任	男							
		女							
	非常勤	男							
		女							
スポーツ担当	専 任	男							
		女							
	兼 任	男							
		女							
	非常勤	男							
		女							

② 社会教育委員及び社会教育関係指導員の人数の内訳として、「社会教育士」の称号を有する者の数を追加
【社会教育行政調査票】

※例：社会教育委員部分

現行

5 社会教育委員

(1) 社会教育委員数(人)

区 分	男			女		
① 学校教育関係者						
② 社会教育関係者						
③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者						
④ 学識経験者						
⑤ その他条例で定める者						
①～⑤のうち、青少年に関する事項について指導助言する者						



変更案

5 社会教育委員

(1) 社会教育委員数(人)

区 分	男			女		
① 学校教育関係者						
② 社会教育関係者						
③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者						
④ 学識経験者						
⑤ その他条例で定める者						
①～⑤のうち、青少年に関する事項について指導助言する者						

③ アクセシブルな図書等に係る設問を追加（その１）

【図書館調査票】のうち、「資料の状況」

現行

13 資料の状況

雑誌の保有数(種)							
視聴覚資料の保有数	映画フィルム(本)						
	スライドフィルム(組)						
	レコード(枚)						
	録音テープ(本)						
	コンパクトディスク(枚)						
	ビデオテープ(本)						
	ビデオディスク(枚)						
	その他						
録音図書等の保有数	録音図書(本)						
	点字図書等(冊)						
	大活字本(冊)						



変更案

13 資料の状況

雑誌の保有数(種)							
視聴覚資料の保有数	映画フィルム(本)						
	スライドフィルム(組)						
	レコード(枚)						
	録音テープ(本)						
	コンパクトディスク(枚)						
	ビデオテープ(本)						
	ビデオディスク(枚)						
	その他						
録音図書等の保有数	録音図書(本) (デイジー図書を除く。)						
	デイジー図書(本)						
	点字図書等(冊)						
	大活字本(冊)						

③ アクセシブルな図書等に係る設問を追加（その2）

【図書館調査票】のうち、「施設・設備の有無」

現行

(7) 施設・設備の有無

① 閲覧室(開架式を含む)	1 有	2 無
② 書 庫	1 有	2 無
③ 児 童 室	1 有	2 無
④ 視聴覚室	1 有	2 無
⑤ 対面朗読室	1 有	2 無
⑥ 調査研究室・会議室	1 有	2 無
⑦ 託 児 室	1 有	2 無
⑧ 拡大読書器・拡大鏡	1 有	2 無
⑨ 外国人向け表示	1 有	2 無
⑩ スロープ	1 有	2 無
⑪ 障害者用トイレ	1 有	2 無
⑫ エレベーター	1 有	2 無
⑬ 簡易昇降機	1 有	2 無
⑭ 点字による案内	1 有	2 無
⑮ 障害者用駐車場	1 有	2 無
⑯ 無線LAN	1 有	2 無



変更案

(7) 施設・設備の有無

① 閲覧室(開架式を含む)	1 有	2 無
② 書 庫	1 有	2 無
③ 児 童 室	1 有	2 無
④ 視聴覚室	1 有	2 無
⑤ 対面朗読室	1 有	2 無
⑥ 調査研究室・会議室	1 有	2 無
⑦ 託 児 室	1 有	2 無
⑧ 拡大読書器・拡大鏡	1 有	2 無
⑨ デイジープレイヤー	1 有	2 無
⑩ 外国人向け表示	1 有	2 無
⑪ スロープ	1 有	2 無
⑫ 障害者用トイレ	1 有	2 無
⑬ エレベーター	1 有	2 無
⑭ 簡易昇降機	1 有	2 無
⑮ 点字による案内	1 有	2 無
⑯ 障害者用駐車場	1 有	2 無
⑰ 無線LAN	1 有	2 無

【図書館調査票】のうち、「図書等の貸出業務」

(2) 図書等の貸出業務

[illegible]

(2) 図書等の貸出業務

[illegible]

- ④ 施設の団体利用の内訳に「障害者団体」の欄を追加
【公民館調査票、青少年教育施設調査票】

※例：公民館調査票

現行

15 利用状況(令和5年度間)

区 分		延べ団体数(団体)					延べ利用者数(人)				
団 体 利 用	青少年団体										
	女性団体										
	成人団体										
	高齢者団体										
	その他の団体										
個 人 利 用											



変更案

15 利用状況(令和8年度間)

区 分		延べ団体数(団体)					延べ利用者数(人)				
団 体 利 用	青少年団体										
	女性団体										
	成人団体										
	高齢者団体										
	障害者団体										
	その他の団体										
個 人 利 用											

④ 施設の団体利用の内訳に「障害者団体」の欄を追加

参考

団体利用区分の対比

【公民館調査票】

15 利用状況(令和8年度間)

区 分		延べ団体数(団体)					延べ利用者数(人)				
団 体 利 用	青少年団体										
	女性団体										
	成人団体										
	高齢者団体										
	障害者団体										
	その他の団体										
個 人 利 用											

【青少年教育施設調査票】

13 利用状況(令和8年度間)

(1) 日 帰 り

区 分		利用団体数(団体)					利用人数(人)				
学 校	小・中学校										
	そ の 他										
社会教育関係団体											
青少年団体グループ											
障害者団体											
そ の 他											
個 人 利 用											

(2) 宿 泊

区 分		利用団体数(団体)					利用人数(人)				
学 校	小・中学校										
	そ の 他										
社会教育関係団体											
青少年団体グループ											
障害者団体											
そ の 他											
個 人 利 用											

- ⑤ 各施設における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る設問を削除
【社会教育行政調査票を除く各調査票】

※例：公民館調査票

現行

(9) 受動喫煙防止のための対策の方法

- 1 敷地内を禁煙としている
- 2 施設内を禁煙としている
- 3 施設内に喫煙場所を設置するとともに、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように措置している
- 4 施設内に喫煙場所を設置しているが、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように措置していない
- 5 何ら措置を講じていない



変更案

(削除)

※例：社会教育行政調査票

現行

(6) 社会教育学級・講座

[illegible]

变更案

(6) 社会教育学級・講座

[illegible]